

あなたの介護保険料は？

庄内町介護保険料の算定方法(令和3年度～令和5年度)

スタート

あなたは生活保護を受給していますか？

はい ↓ いいえ

あなたは町民税を課税されていますか？

はい ↓ いいえ

同じ世帯に町民税を課税されている人はいますか？

はい ↓ いいえ

あなたは老齢福祉年金(※1)を受給していますか？

はい ↓ いいえ

あなたの前年の
合計所得金額(※2)と
課税年金収入額の合計は？

80万円以下 80万円超～120万円 120万円超

あなたの前年の
合計所得金額(※2)と
課税年金収入額の合計は
80万円以下である

はい ↓ いいえ

介護保険料は、町で必要とされる介護サービスの費用に応じて基準額が算出され、さらに皆さんの所得に応じた負担になるよう、段階別に分かれています。ご自身の保険料(年額)をフロー図で確認してみましょう。



あなたの前年の合計所得金額(※1)は？

320万円以上

210万円以上
320万円未満

120万円以上
210万円未満

120万円未満

保険料率と保険料

第1段階

基準額
×0.3

年額
22,680円

第2段階

基準額
×0.5

年額
37,800円

第3段階

基準額
×0.7

年額
52,920円

第4段階

基準額
×0.9

年額
68,040円

第5段階

基準額

年額
75,600円

第6段階

基準額
×1.2

年額
90,720円

第7段階

基準額
×1.3

年額
98,280円

第8段階

基準額
×1.5

年額
113,400円

第9段階

基準額
×1.7

年額
128,520円

用語の説明

※1 老齢福祉年金

明治44年4月1日に生まれた方などで一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※2 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

よくあるお問い合わせ

Q 収入が少なくても保険料を納めなくてはなりませんか？

A 介護保険では、すべての65歳以上の方から保険料を納めていただくことになっています。収入が少ない方については、無理のない負担となるよう、課税状況に応じて保険料を算定しておりますので、ご理解をお願いいたします。



Q 納付方法は選べないの？

A 介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって定められているため、個人でお選びいただくことはできません。(例：年金受給額が年額18万円以上の方は年金からの天引き等) 町からの通知に記載されている納付方法で納付をお願いいたします。

問い合わせ先

庄内町保健福祉課
介護保険係

TEL:0234-42-0150
0234-42-0151
(平日8:30~17:15)

介護保険料を滞納すると・・・

介護保険料は、介護サービス等(総合事業も含みます)に必要な費用をまかなう重要な財源です。

特別な理由もなく介護保険料を納めないでいると、保険料を納付している人との公平を図るため、介護サービス等を利用するときに制限されたり、負担が重くなる場合があります。介護保険制度は、みなさんの保険料が支えています。

滞納の状況	給付制限の内容
1年滞納すると	<p>介護サービス等を利用するとき、通常はサービス費用の自己負担が1割から3割のところを、一旦利用者がサービス費用の全額(10割)を支払わなければなりません。その後、町に申請することで9割から7割分が後日払い戻されます。</p> <p>10倍も払うの?</p>
1年6か月以上滞納すると	<p>申請で払い戻されるはずの9割から7割分のサービス負担額の全部または一部が差し止められます。なお滞納が続く場合は滞納保険料に充てられます。</p> <p>10割払ったのに返してもらえないの?</p>
2年以上滞納すると	<p>介護サービス等を利用するとき、未納期間に応じて自己負担が3割(負担割合が3割の方は4割)になります。また、高額介護サービス費等の支給が受けられません。</p> <p>3割(4割)も払うの?</p>

歩行、寝起き、トイレや入浴など、あたりまえの生活行動ができなくなったとき、介護保険料の滞納があると、介護サービス等を受けることが困難になります。それは本人の不利益だけではなく、家族にとって大きな負担になります。計画的な納入を検討いただき、ぜひ家族と一緒に御相談ください。

担当：保健福祉課 介護保険係

高齢者が安心して暮らせる社会を目指して みんなで防ごう 高齢者虐待

【身体的虐待】

- ベッドに縛り付けるなどの身体拘束をする
- 殴る、蹴る、打撲させる など

【経済的虐待】

- 日常生活に必要な金銭を使わせない
- 年金や貯金を本人の意思に反して使用する など

【世話の放棄・放任】

- 必要な医療・介護サービスを利用させない
- 室内にごみや汚物を放置する
- 食事や水分を与えない など

【心理的虐待】

- 侮辱をこめて子供のように扱う
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 話しかけているのに無視する など

【性的虐待】

- わいせつな行為をしたり、強要したりする など

高齢者虐待はどこの家庭にも、誰にでも起こりうる身近な問題です。普段の生活の中で気が付いたことやできることから行動することで、高齢者虐待の防止につながります。

●介護の負担を軽くしましょう

介護者が介護に疲れていたり、追い詰められたりして虐待に至るケースもあります。訪問介護、通所介護、短期入所などのサービスを上手に活用し、介護の負担を減らしましょう。

●積極的に制度や相談機関を活用しましょう

【成年後見制度】 制度の内容については、P44をご覧ください。

【相談機関】 保健・福祉・権利など生活のあらゆる面から高齢者をサポートするのが地域包括支援センターです。認知症や経済的な問題、暮らしに関する心配ごとなどの相談ができます。



担当：保健福祉課高齢者支援係、地域包括支援センター

成年後見制度の活用を検討してみませんか？

成年後見制度は、認知症などによって、物事を判断する能力が十分でなくなった人を支援する制度です。預貯金の管理や介護保険サービスの利用手続きなどを、本人に代わって後見人が支援し、権利や財産を守ります。

身近でこんな事例はありますか？

- ・お米を研がずに炊いてしまうなど、家事の失敗がみられるようになった。
- ・必要のない高価なものを、どんどん購入している。
- ・貸金業者からの借金を繰り返すようになった。
- ・将来、自分が認知症になったとき、誰が支えてくれるか不安。

●後見の種類

法定後見	任意後見
本人の判断能力が失われてから家庭裁判所が後見人を選任します。本人の判断能力によって「補助」「保佐」「後見」の3つに分類されます。	本人の判断能力が失われる前から、本人自身が後見人となる方や代理行為の内容を契約で決めます。本人の判断能力が低下した時に、家庭裁判所に申立を行い、成年後見監督人が選任されると契約の効力が生じます。

●成年後見制度を利用するための手続き（法定後見）

1 申立	家庭裁判所に書類等を提出します。 申立できる人は、本人、配偶者、四親等内の親族が行えます。そのほかに市町村長が申立をする場合もあります。
2 調査等	裁判所が事情を尋ねたり、本人の判断能力について鑑定することがあります。鑑定には、別途費用がかかります。
3 審判	後見等の開始の審判をすると同時に成年後見人等を選任します。 成年後見人等に選任される人は、本人の親族、法律や福祉の専門家等、裁判所が本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。
4 報告	裁判所が、原則として少なくとも年に1回、本人の生活や財産の状況などの報告を後見人等に求めます

※鑑定費用のほかにも、申立て手数料や登記手数料などの費用が発生します。

厚生労働省「成年後見利用促進ポータルサイト」には、制度の説明から手続きや費用に関する情報等が掲載されています。制度の利用を検討されている方は、下記のURLよりサイトをご覧ください。

成年後見利用促進ポータルサイトURL (<https://guardianship.mhlw.go.jp>)

担当：保健福祉課高齢者支援係

庄内町地域包括支援センター

～いつまでも自分らしく

住み慣れた地域で暮らすために～



庄内町役場 B 棟 3 階

「福祉総合相談センター」内

TEL : 45-1030

住所 : 庄内町余目字町 132-1

庄内町立川老人福祉センター内

「立川サブセンター」

TEL : 51-2505

住所 : 庄内町狩川字大釜 22
=令和5年7月17日までは=

住所 : 庄内町狩川字大釜 23-1

※担当地区※

余目地域の第1～3学区

※担当地区※

余目地域の第4学区・立川地域



★ 配置されている職種 ★

■主任介護支援専門員 ■社会福祉士 ■保健師

【業務：総合相談・権利擁護・介護予防 等】

■生活支援コーディネーター【業務：地域のネットワークづくり 等】

※立川サブセンターの生活支援コーディネーターは、令和5年7月18日以降も立川老人福祉センター内にあります。(TEL : 56-3373)

受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分（土日祝日と年末年始を除く）

- 受付時間外の電話は職員に転送されます。
- 相談のため来訪される際は、不在の場合もありますので事前にご一報ください。

★地域包括支援センターでは、保健・福祉・権利など生活のあらゆる面から
高齢者の皆様をサポートします★

総合相談

- 高齢者やご家族などから、健康づくり、医療、介護など、生活全般に関する各種相談をお受けして適切なサービスが利用できるように支援します。
- 介護保険の内容説明や、認定申請に必要な書類作成のお手伝いをします。

権利を守る活動

- 認知症など困難な状況の高齢者の方が、地域で安心して生活を送れるように支援します。
- 虐待行為や消費者被害の相談をお受けし、早期発見・支援します。

地域のネットワークづくり

- 地域にある様々な関係機関と連携し、高齢者が暮らしやすいように、皆で見守り、支えあう地域を作ります。
- 充実した日々が過ごせるように、地域の通いの場など様々な活動を紹介します。

介護予防のサポート

- 要介護認定で要支援となった方の介護予防サービス計画の作成や調整を行います。
- 要介護となるおそれのある方の介護予防ケアプランを作成し、生活や心身の状況に合わせた生活支援の計画を作ります。

○庄内町役場 保健福祉課（A棟1階）

〒999-7781 庄内町余目字町 132-1

介護保険係 TEL 42-0150、42-0151

高齢者支援係 TEL 43-0490

福祉係 TEL 42-0146、42-0149

健康推進係 TEL 42-0147、42-0170

○福祉総合相談センター（B棟3階）

〒999-7781 庄内町余目字町 132-1

庄内町地域包括支援センター TEL 45-1030

庄内町障害者相談支援センター TEL 42-2232

生活困窮者等相談 TEL 43-6236

ひきこもり相談 TEL 080-8208-2280

○庄内町地域包括支援センター

立川サブセンター TEL 51-2505

〒999-6601 庄内町狩川字大釜 22（狩川まちづくりセンター内）

※ 令和5年7月18日まで ※

〒999-6601 庄内町狩川字大釜 23-1（立川老人福祉センター内）

令和5年5月作成